

訪問介護サービス重要事項説明書

(2025 年 4 月 1 日現在)

1 事業者の概要

名称	社会福祉法人 世田谷ボランティア協会
法人所在地	〒154-0002 世田谷区下馬 2-20-14 パーム下馬
電話番号	TEL: 03-5712-5101 FAX: 03-3410-3811
代表者氏名	理事長 横山 康博
法人の沿革・特色	1981 年 10 月、世田谷ボランティア協会を設立し、ボランティア活動を発展させる活動を展開する。また、プレイパーク事業や福祉ショップりんりん事業など多岐にわたり活動を進める。1996 年 10 月、社会福祉法人として認可を受け、同年 11 月に身体障害者デイサービス事業の運営を開始する。さらに 2002 年 7 月、居宅支援事業、訪問介護事業を開始し、同年 9 月にはホームヘルパーの養成講座を始める。2005 年 3 月せたがや災害ボランティアセンター開設。2007 年 3 月ケアセンターwith 開設。4 月ケアセンターふらっとに名称変更。2013 年 4 月世田谷地域障害者支援センター開設。
法人が運営する事業	世田谷ボランティアセンター・せたがや災害ボランティアセンター(下馬) 北沢・玉川・烏山ボランティアビューロー及び砧ボランティアビューロー準備室 障害者総合支援法による通所施設 ケアセンターふらっと(下馬) 介護保険による地域密着型通所介護 ケアセンターwith(下馬) 居宅介護支援事業所 ケア相談センター結(下馬) 地域障害者相談支援センター ぽーとせたがや(下馬) 訪問介護事業所 ケアステーション連(下馬)

2 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護事業所 ケアステーション 連
事業所の所在地	〒154-0002 世田谷区下馬 3-22-13 サザン三軒茶屋 2F
事業所の電話番号	TEL: 03-6805-4716 FAX: 03-6805-4718
管理者	石崎 恭子 080-9713-8881
緊急連絡先	080-3462-6601 (サービス提供責任者: 木村 幸浩) 080-4739-7674 (サービス提供責任者: 相馬 聡美) 080-7368-8452 (サービス提供責任者: 古谷 達子) 080-7516-7798 (サービス提供責任者: 橘 右介)
サービス提供地域	世田谷区
サービス提供曜日・時間	(基本) 月～土 9:00～17:00 祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)除く(例外あり)
事業所番号	訪問介護事業 東京都 1371203033号(令和2年7月1日指定更新)
職員への研修の実施状況	東京都や世田谷区主催研修への参加。その他研修会へ積極的参加を奨励しています。また、独自の研修及び法人内のケアセンターふらっと等での研修、および専門医等などによる勉強会を実施しています。

3 事業者の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者	1		1	介護福祉士
サービス提供責任者	4 (内1名管理者と兼務)	1	5	介護福祉士
訪問介護員	0	23 (内1名サ責と兼務)	23	介護福祉士(10名) ヘルパー2級/初任者・実務者研修(13名)

4 サービスの内容

(1) 訪問介護等計画（個別支援計画）の作成

居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。

(2) 各サービスの内容

① 身体介護

自宅での入浴、排泄、食事、移動、更衣、服薬等の介護を行います。

また、病院への通院の介助（緊急時の通院は除きます）を行います。

なお病院内は、居宅介護支援事業者が訪問介護員の同行を認めた場合に限り介護保険が適用できます。認められない場合は、自由契約などの別途料金をご相談させていただきます。

② 生活援助

買い物、自宅での掃除・整理整頓、洗濯・衣類の補修や調理等を行います。

(3) サービス提供時間帯

日中 8:00～18:00、早朝 6:00～8:00、夜間 18:00～22:00、深夜 22:00～6:00 に区分されています。

(4) サービス実施記録の作成

利用者はいつでもサービスの実施記録の閲覧複写を求めることができます。

但し、複写については、利用者に実費相当額をお支払いいただきます。

(5) その他必要な生活等に関する相談、助言

5 利用料金

(1) 基本料金 所得に応じて「利用者負担割合」に合わせて負担していただきます。

【基本訪問介護報酬額】

身体介護	20分未満 *	20分以上 30分未満	30～60分未満	60～90分未満	それ以上 30分毎
	1,858円	2,781円	4,411円	6,463円	+934円
生活援助	20分以上45分未満	45分以上			
	2,040円	2,508円			

20分未満の身体介護は、条件有。

(2) 割増料金

		20分未満 (20～45分)	20分～30分 (45分以上)	30～60分 未満	60～90分 未満	それ以上 30分毎
早朝 夜間 25%増	身体介護	2,322円	3,476円	5,513円	8,078円	+1,167円
	生活援助	2,550円	3,135円			
深夜 50%増	身体介護	2,787円	4,171円	6,616円	9,694円	+1,401円
	生活援助	3,060円	3,762円			

* () 内は生活援助のサービス時間

(3) 初回加算

新規、および2ヶ月以上サービスを受けていなかった場合で、初回サービスを実施した同月内にサービス提供責任者が訪問介護を行った場合、もしくは訪問介護員に同行した場合。

200単位 → 2,280円

(4) 緊急時対応加算

利用者その家族から緊急対応の要請を受け、ケアマネージャーと連絡を取り、24時間以内に訪問介護計画に位置づけられない訪問介護(身体介護)を行った場合。ただし月2回まで。

100単位 → 1,140円

(5) 生活機能向上連携加算

訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者が同時に利用者宅を訪問し、理学療法士等と共同し、利用者の心身の状況の評価を共同して行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画作成した場合。さらに理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と連携し、当該計画に基づく訪問介護を提供した場合は、3ヶ月の間1月につき加算。

100単位 → 1,140円

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算・特定事業所加算

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）として、利用した総単位数に 24.5%

特定事業所加算（Ⅰ）として、利用した総単位数に 20.0% を掛けたものを計上させていただきます。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※延長した分については、居宅介護支援事業者と調整しますが、介護保険請求できない場合は、利用者の同意を得て、全額自己負担となります。

※利用者の身体的理由により 1 人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に 2 人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2 人分の料金をいただきます。

※なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

(7) 交通費

訪問介護員が伺うための交通費は世田谷区内にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、事務所(下馬)から最寄りの駅までの実費をいただきます。

またサービスの中で外出など交通費が生じた場合は、実費をいただきます。

(8) キャンセル料

利用者がサービス利用をキャンセルする場合は至急ご連絡ください。

前日の 18:00 までにご連絡をいただいた場合	無料
前日の 18:00 までに連絡がなかった場合 (急な体調不良などやむをえない場合は除きます)	2,500 円

【時間外連絡先】

利用時間	日曜日～土曜日 17:30～翌朝 8:30
	電話 03-6805-4716 (管理者に転送)

(9) その他

利用者の住まいでサービスを提供するために使用する水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者のご負担になります。また、利用者の同意を得て、サービス提供に必要な範囲で消耗品・器具・材料を使用します。

(10) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1 か月ごとに計算し、翌々月に請求します。

支払いは、原則として口座振替または郵便振込でお願いいたします。

6 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じ、ご登録いただいた緊急連絡先へ速やかにご連絡します。また、しかるべき対応をした場合には、訪問介護員が速やかに管理者に報告します。

7 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、区、家族、担当ケアマネージャーに速やかに連絡し、必要な措置を講じます。また前記の事故の状況及び事故に際して取った処置については記録します。

賠償すべき事故が発生したときには、加入している損害賠償保険の範囲で損害賠償を速やかに行います。

8 秘密保持・個人情報について

当事業所におきましては、利用者・ご家族の個人情報の重要性を十分に認識し、その保護の徹底を図ります。

利用者・ご家族の個人情報は、別紙に明記した目的以外には利用しません。

また、当事業所におきましては、あらかじめ明示した範囲及び法令などの規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。

さらに訪問介護員等は、その職を辞した後においても、これらの秘密を保持する責務がある旨を、雇用契約の内容としています。

個人情報の取り扱いについて、ご不明な点や疑問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

9 この契約に関する苦情・相談窓口

担当者	石崎 恭子
電話番号	TEL: 03-6805-4716 FAX: 03-6805-4718
ご利用時間	月～土 8:30～17:30

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置します。

社会福祉法人 世田谷ボランティア協会 第三者委員

芦刈伊世子（あしかりクリニック院長 精神科医師）

連絡先 〒164-0001 東京都中野区中央5-44-9

電話 03-3380-3272

FAX 03-3380-3273

丸山晃（立教大学コミュニティ福祉学部 特任准教授）

連絡先 〒176-0012 練馬区豊玉北3-24-8-102

電話 090-3804-8700

当事業所以外に、担当居宅介護支援事業者、区市町村の相談・苦情窓口（各地域のあんしんすこやかセンター）、東京都国民健康保険団体連合会でも苦情を受け付けています。

世田谷区総合支所保健福祉課	受付時間 月～金 8：30から17：15まで
世田谷	03-5432-2850
北沢	03-3323-9907
玉川	03-3702-1894
砧	03-3482-8193
烏山	03-3326-6136

区内28ヶ所にあんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)があります。

各総合支所保健福祉課にお近くのあんしんすこやかセンターをお問い合わせ下さい。

東京都国民健康保険団体協議会

介護保険苦情相談窓口	9時から17時 土、日、祝日及び年末年始は除く
介護保険部介護相談指導課介護相談窓口担当	03-6238-0177

年 月 日

訪問介護のサービス提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面を交付して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都世田谷区下馬 2-20-14 パーム下馬

名 称 社会福祉法人 世田谷ボランティア協会

代表者名 理 事 長 横 山 康 博 印

説明者 所 属 訪問介護事業所 ケアステーション 連

氏 名 _____ 印

私は契約書及び本書面の交付を受け、これからサービスを受ける「訪問介護事業所 ケアステーション連」の訪問介護サービスの重要な事項の説明を受け、同意しました。

【 利 用 者 】

(住 所) _____

(氏 名) _____ 印

【 代理人または立会人等 】

(住 所) _____

(氏 名) _____ 印

(続 柄) _____